

募集型企画旅行取引条件書(国内用)

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社 Asian Bridge(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、ホームページ、アプリケーション等に掲載する旅行日程やコースごとの条件を説明したものを含みます。本旅行条件書、別途 出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び、当社旅行業款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、募集広告、ホームページ、下記に記載の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みをなかつたものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領した時に、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立致します。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 20 項の定めにより契約が成立します。
- (4) 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。
- (5) お申込み金(お一人様につき)

旅行代金	お申込み金
旅行代金総額	旅行代金の 100%

4. お申込み条件

- (1) 20 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) お客様が当社に対して暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車いすなどの器具をご利用になっている方や心身に障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった方も直ちにお申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (7) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれを申し出ていただくことがあります。
- (8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出頂いた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、または旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (9) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置を取らせていただきます。
- (10) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループ契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一つの代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務又は義務については、何ら責任を追うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 契約書面と最終日程表のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は募集広告、ホームページ、及び本旅行条件書により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定条件を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までに お渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

7. 旅行代金について

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方は大人代金、満 3 歳以上 12 歳未満の方は子ども代金となります。ご旅行期間中に誕生日を迎えられる場合、帰着日の年齢が適用されます。
- (2) 旅行代金は、各コースに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3) 「旅行代金」は第 3 項の「申込金」、第 14 項(1)の「取消料」、第 14 項(3)の「違約金」、および第 25 条の「変更保証金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はホームページにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」+「追加代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス、鉄道は普通席)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税

- (1) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費等
- (2) その他ホームページ、パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの。
- (3) 前 3 項の費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- (2) 空港施設使用料(募集広告、ホームページに明示した場合を除きます。)
- (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4) ご希望の参加者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金

- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。
- (7) その他旅行日程中の「自由行動」「別料金」「オプション」などと記載されている区間の交通費、食事代、入場料、個人的諸費用

10. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日前(以下「基準日」といいます。)にあたる日より前までにお支払いいただきます。基準日以降にお申し込みされた場合は、お申し込み時点または旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) 通信契約を締結したときは、当社は提携会社のカードより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更をいたしません。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 - (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少した時は、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
 - (4) 第 10 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他すでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加した時は、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除きます。
 - (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ、アプリケーション等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができますが、当社指定の用紙に所定の事項を記入の上、提出いただけます。また、この際、交代に要する費用が発生する場合、手数料として所定の金額をいただきます。(すでに航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)なお、当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。当社の承諾を受けて契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該募集企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

14. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には、募集広告、ホームページに記載の取消料を、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。
 - (2) なお、営業時間を過ぎた場合は翌営業日扱いとなります。営業時間は募集広告、ホームページ、当旅行条件書末尾をご参照ください。
 - (3) 当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料をお支払いいただきます。
 - (4) 旅行代金が期日までに支払われない時は、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
 - (5) お客様のご都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料をいただきます。
- 旅行契約成立後、お客様のご都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料(おひとりさま)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	21 日目にあたる日以前の解除	無 料
	20 日目にあたる日以降の解除	旅行代金の 20%
	7 日目を以て	旅行代金の 30%
	7 日目を以て	旅行代金の 30%
	旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
	旅行開始日の当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除・無連絡不参加	旅行代金の 100%	

15. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除について

- (1) お客様は、募集広告、ホームページに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。
- (2) お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 当社によって契約の内容が変更されたとき。ただし変更内容が変更保証金を支払う内容に該当するものもしくはその他重要なものであるときに限ります。
 - b. 11 項(1)に基づき、旅行代金が大幅に増額した時
 - c. 天災地変・戦乱・暴動・運送宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能になる恐れが極めて大きいとき
 - d. 当社が旅行者に対して期日までに確定書面を交付しなかったとき
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

16. 旅行開始前の当社による旅行契約の解除について

- (1) お客様が第 10 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、第 15 項(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 次の項目に該当するとき、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社にあらかじめ明示した性別・年齢、資格、技能その他参加者の条件を満たしていないことが判明した時
 - b. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき
 - c. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施をさまたげる恐れがあると認められるとき
 - d. お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
 - e. お客様が第 4 項(3)から(5)のいずれかに該当することが判明したとき
 - f. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約締結の際に明示したものが成就しない恐れが極めて大きいとき
 - g. 天変地異・戦乱・暴動・運送宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社が関与しない事由が生じた場合において、契約正面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能になる可能性が極めて大きいとき
 - h. パンフレット等に記載の最小催行人数を満たさないとき
- (3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除した時は、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)により旅行契約を解除した時は、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

17. 旅行開始後のお客様による旅行契約の解除について

- (1) お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により募集広告、ホームページに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を払うことなく当該不可能になった

旅行サービスの提供に係る部分の契約を解除することができます。

- (3) 本項の(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

18. 旅行開始後の当社による旅行業契約の解除について

- (1) 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
 - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が4項の(3)から(5)のいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他のものによる不当社の指示への位牌、これらの者又は同行するものの旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行サービスの安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しえない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。
- (2) 解除の効果及び払い戻しについて
- (3) 本項の(1)に記載した事由で、当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いてお払いいたします。
- (4) 本項(1)の a、d により当社が旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- (5) 当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除した時は、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

19. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第18項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しであっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつては募集広告、ホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第22項または第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より一か月以内に当社にお電話、e-mailまたはホームページ上にて払い戻しをお申し出ください。

20. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申し込みを受け場合があります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件と以下の点で異なります。

- (1) 本項で言う「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日を言います。
- (2) 通信契約の申込に際し、会員は申ししようとする「募集型企画旅行の名称」「出発日」等を当社にお申し出頂きます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する場合を電話または郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社が e-mail 等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着した時に成立するものとします。
- (4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「募集広告またはホームページに記載する金額の旅行代金」又は「第14項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額または旅行開始後の解除の場合は募集広告またはホームページに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までにお支払いいただけない場合は第14項の取消料と同等の違約金を申し受けます。

21. 添乗員

現地添乗員同行プランでは、原則として旅行目的地の到着から出発まで添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

22. 当社の責任

- (1) 当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させたものの故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - c. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - d. 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - e. 自由行動中の事故
 - f. 食中毒
 - g. 盗難
 - h. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

23. 特別補償

- (1) 当社は前条(1)の当社に責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別保証規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡保証金(1500万円)、後遺障害補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円~20万円)、および通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個または1対当たり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- (2) 本項(1)に関わらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨ホームページ、アプリケーションに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、判グライダー登場、超軽量動力機(モーター判グライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の保金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて行う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の言動において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならない。

- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識した時は、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申し込み店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、損害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これまで当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン種類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

25. 旅程保証

- (1) 当社は下表の「変更保証金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更保証金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、運送・宿泊機関等のサービスが行われているにもかかわらず、過剰予約が生じたことによるもの以外の、次の変更を除きます。
 - 【1】 次に掲げる事由による変更
 - (a)天災地変(b)戦乱(c)暴動(d)官公署の命令(e)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止(f)当初の運行計画によらない運送サービスの提供(g)旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
 - 【2】 15 条から 18 条の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に関わる変更
- (2) 当社が支払うべき変更保証金の額は、1 件につき下表の率と旅行代金を掛け合わせたものとし、おひとりさまに対して 1 旅行につき旅行代金の 15% を上限とします。ただし、おひとりさまに対してその総額が 1,000 円未満の時、当社は変更保証金を支払い致しません。
- (3) 当社が本項の規定により変更保証金を支払ったとき、当該変更について 22 条の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更保証金との差額を支払います。

変更補償金の支払い対象	旅行開始日の前日までに通知	旅行開始日以降に通知
【1】契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
【4】契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
【6】契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
【7】契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
【8】契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
【9】前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

※確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

26. 個人情報の取り扱い

- (1) 当社は、旅行申し込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報について、お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きが取れない場合、お客様のお申し込み、ご依頼をお引き受けできないことがあります。
- (2) 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡の為に利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きが必要な範囲内でお申込みいただいた募集広告、ホームページおよび最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関及び保険会社に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することにより提供いたします。
- (3) 当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺うことがあります。この情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、下記の窓口にて承っております。

株式会社 Asian Bridge 管理部
MAIL: privacy@asianbridge.co.jp

27. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) 旅行契約内でご案内する店舗等で行うお買い物につきましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手扱いは致しかねます。
- (3) この旅行条件書の定めのない事項は、当社募集型企画旅行約款によります。

28. お問い合わせ窓口

株式会社 Asian Bridge 金沢 LAB (石川県知事登録旅行業第 2-283 号)
〒920-0056 石川県金沢市出雲町イ 400 アイ・オー・ラボラトリ 1 棟 1F
旅行業務取扱管理者: 府川 勇介
電話番号 076-260-4233
FAX 番号 076-255-3899
MAIL kanazawa@asianbridge.co.jp
HP <https://kanazawa.asianbridge.co.jp/>
※受付時間 10:00~18:00 定休日 土・日・祝祭日

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関してご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者におたずね下さい。